

【令和5年12月21日の設工認その9に係るヒアリングコメント】

【コメント No. 98】

外部事象のうち敷地内火災について、第2ボイラー重油タンクを撤去したことに伴い、評価を行っていないが、敷地内を調査し、必要な火災の評価を行うこと。

<回答>

敷地内火災として、原子力科学研究所内に設置している中央変電所の重油タンクの評価を以下のとおり設工認（その9）の申請書に補正で追加することとする。

表1 原科研敷地内危険物貯蔵所における火災影響評価対象データ

項目	中央変電所重油タンク
内容物	重油
容量（燃料量）[m ³]	30
輻射発散度[W/m ²]	2.3×10^4
燃焼速度[m/s]	2.8×10^{-5}
燃焼半径[m]	3.9
火炎の高さ[m]	11.8
燃料タンクの防油堤面積[m ²]	49
燃焼継続時間[hr]	6.07
離隔距離[m]	740 [※]
輻射強度[W/m ²]	1.26 [※]
形態係数	5.46×10^{-5} [※]

※：評価対象施設のうち、最も近接する第1廃棄物処理棟（コンクリート外壁）を評価

表2 危険物貯蔵所における火災影響評価結果

危険物貯蔵所	評価対象施設	表面温度 評価結果
中央変電所重油タンク	第1廃棄物処理棟（コンクリート外壁）	51℃

評価の結果、中央変電所重油タンクで火災が発生しても、表2に示すとおり、評価対象施設の健全性に影響を及ぼさないことを確認した。